

水道料金合算サービス利用規約

第1条（本規約の適用）

株式会社ハルエネ（以下「当社」といいます。）は、「水道料金合算サービス利用規約」（以下「本規約」といいます。）を定め、本規約に基づき、当社からお客さまに対する電気の供給に付随して、水道料金合算サービス（以下「本サービス」といいます。）を提供します。

第2条（用語の定義）

本規約において、以下の用語は、以下各号に定める意味で用いるものとします。

- (1) 「利用契約」とは、お客さまの本サービスへの申込みと当社の承諾により、お客さまと当社間に成立する、本サービスを利用するための契約をいいます。
- (2) 「本サービス利用料金」とは、本サービス利用の対価及びその他の諸費用等として、本サービスの利用にあたりお客さまが当社に対して支払義務を負う本サービスの利用料金をいいます。
- (3) 「立替払い金額」とは、第4条第3項に基づき当社がお客さまに代わって水道事業者に支払う水道料金相当額をいいます。お客さまは本サービス利用料金と合わせて立替払い金額を当社に支払うものとし、本サービス利用料金と立替払い金額を総称して「本サービス利用料金等」といいます。
- (4) 「サービス ID」とは、当社がお客さまに対して発行する、お客さまが本サービスを利用するにあたり必要な ID をいいます。
- (5) 「電気供給約款」とは、名称の如何を問わず、当社からお客さまに対する電気の供給に関して、別途当社が定める約款をいいます。
- (6) 「電気供給契約」とは、電気供給約款の定めに基づき、お客さまと当社の間で成立する、当社からお客さまに対する電気の供給に関する契約をいいます。
- (7) 「電気料金」とは、電気供給契約に基づきお客さまが当社に対して支払義務を負う料金等の総称をいいます。
- (8) 「給水規定」とは、給水条例、給水条例規程及び料金表等その他名称の如何を問わず、水道事業者が行う水道水の供給について当該水道事業者が定める規定類の総称をいいます。
- (9) 「給水契約」とは、水道事業者が行う水道水の供給に関して水道事業者と締結する契約をいいます。
- (10) 「受給地点」とは、お客さまが水道水を受給する地点であって、本サービスの利用にあたりお客さまが当社に指定する地点をいいます。

第3条（本規約の変更）

1. 当社は、お客さまの了承を得ることなく、民法第548条の4の規定に基づき、本規約を随

時変更することができるものとします。

2. 当社は、本規約を変更する場合、事前に変更後の規約を当社のWEBサイトに掲載するなど、当社が適切と判断する方法により告知及び周知するものとし、当社が定めた变更日期に変更の効力が生じるものとします。

第4条（本サービスの基本内容及び変更）

1. 本サービスは、お客さまが水道事業者から供給を受ける水道水の料金（以下「水道料金」といいます。）を、当社が電気料金と合算してお客さまに請求するサービスとします。
2. 本サービスの利用にあたり、お客さまは、自己の水道水の受給を目的とする給水契約の申込または名義変更等の一切の取引並びにこれらに付随する手続き及び管理等を当社に委託するものとし、当社はこれを受託するものとします。
3. 当社は前項に基づいて、お客さまの代わりに自己の名義をもってお客さまが指定する水道事業者と給水契約を締結するものとし、給水規定及び当該給水契約に従い、お客さまの使用状況に応じて水道事業者から請求される水道料金を、お客さまに代わって立替払いにより水道事業者を支払うものとします。
4. 当社は、当社とお客さまとの間で利用契約が成立した後、当社がお客さまに対するサービスIDの発行を完了した時点をもって、本サービスの提供を開始するものとします。
5. 当社は、理由の如何を問わず、本サービスの全部もしくは一部の変更、追加または廃止を行うことができるものとします。なお、この場合において、当社は当該変更、追加または廃止によりお客さまが被った損害について一切責任を負わないものとします。

第5条（利用契約の申込み及び成立）

1. お客さまは、本規約に同意のうえ、当社所定の方法により、本サービスへの申込みを行うものとします。なお、お客さまは、当社と電気供給契約を締結し、当社から電気の供給を受けることを条件として、本サービスに申込みすることができるものとします。
2. お客さまは、本サービスへの申込みに先立って、受給地点を管轄する水道事業者が定める給水規定を確認するものとします。
3. 利用契約は、お客さまが本サービスへの申込みを行い、当社が当該申込みを承諾したときに成立するものとします。なお、利用契約を変更する場合も同様とします。
4. 当社は、以下各号の事由のいずれかが生じた場合、お客さまに対して理由を提示することなく、かつ、何らの責任を負うことなく、本サービスへの申込みを承諾しないことができるものとします。
 - (1) お客さまの本サービスの申込内容に、虚偽、誤記または記入漏れがあるとき。
 - (2) 債権の保全または反社会的勢力の排除等その他当社が必要と判断する目的のために当社の基準により実施する審査にお客さまが適合しない場合。
 - (3) お客さまが当社との他の契約（すでに消滅しているものを含みます。）の料金をそれ

ぞれの契約で定める支払期日を経過しても支払われていない場合。

- (4) 前号の他、お客さまが当社との他の契約（すでに消滅しているものを含みます。）に違反し、または違反するおそれがある場合。
 - (5) 当社の都合により本サービスの提供が困難であるとき。
 - (6) 前各号の他、本規約の定め反する事由、お客さまの申込みまたはお客さまに対する本サービスの提供が適当でないと当社が判断する事由があるとき。
5. 利用契約の契約期間は、別段の定めが無い限り、利用契約が成立した日から電気供給契約が終了する日までとします。

第6条（お客さまの同意事項）

お客さまは、本サービスの利用にあたり以下各号のすべてに同意するものとします。

- (1) 本規約（変更後の規約を含みます。）の定め及び別途当社とお客さまとの協議により定めた事項がある場合は当該事項。
- (2) お客さまが、給水規定及び給水契約に基づいて当社が水道事業者及び第三者に対して負担する義務と同等の義務を負い、水道水を受給する当事者に適用される一切の規定を遵守すること。
- (3) 当社がお客さまに対して、サービス ID・パスワード等を発行または指定する場合に、自己の責任において厳重に管理し、別途当社が認める場合を除き、第三者に使用させ、または譲渡する等の一切の処分を行わず、これらを用いてなされた一切の行為についてその責任を負うこと。
- (4) 本サービスの提供または本サービス利用料金等の算出のために当社が必要と判断する情報及び資料等を、当社の求めに応じて当社に報告・提供すること。また、当社がこれらの情報及び資料等を、本サービスの提供に際して取得、保管すること。
- (5) 本サービスの利用に際してお客さまが当社に通知・登録した事項に変更が生じた場合は、遅滞なく当社所定の方法により通知・再登録すること。
- (6) 当社が、本サービスの提供に伴い取得したお客さまの情報を、当社が別途公表するプライバシーポリシー（それに類する個人情報保護方針等の規定及び利用契約の締結日後にそれらの規定が変更されたものを含むものとし、以下「プライバシーポリシー」といいます。）の規定のとおり取扱うこと、並びに、当社の親会社、子会社、関連会社並びに当社の親会社の子会社及び関連会社（以下「当社グループ会社」といいます。）に提供し、当社グループ会社の各社が別途公表するプライバシーポリシーの規定のとおり取扱うこと。
- (7) 当社が、本サービスに関する当社の業務の全部または一部を、当社の裁量で第三者に委託して行わせることができること。
- (8) 本サービスの提供の開始または終了に伴う給水契約の名義変更日が、給水契約における水道料金の算定期間の途中の日である場合、お客さまに対する当該算定期間の水道

料金の請求が、名義変更日の前後の期間の日割り計算により、水道事業者が直接請求するものと、本サービスの提供に基づき当社が請求するものとに分かれること。但し、給水規定等に別段の定めがある場合はこの限りではないものとします。

- (9) 本サービスを利用するお客さまが電気供給契約を解約する場合、受給地点に係る給水契約の名義変更等、当社がお客さまに対する本サービスの提供を終了するための措置が完了しない限り、電気供給契約の解約手続きが完了しないこと。

第7条（お客さまの禁止事項）

お客さまは、本サービスの利用に際し、以下各号の行為を行ってはならないものとします。

- (1) 別途当社が承諾する場合を除き、受給地点に係る給水契約について当社を介さず水道事業者と直接のやりとりを行う行為。
- (2) 別途当社が承諾する場合を除き、受給地点に係る給水契約の変更もしくは解約手続きまたはこれらに類する手続きを行う行為。
- (3) 利用契約の終了手続きを行わずに、移転等により、受給地点における水道水の受給を終了すること。
- (4) 利用契約に基づく権利義務の全部または一部について、事前に当社の承諾を得ずに、第三者に譲渡し、貸与し、または自己もしくは第三者のために担保に差し入れる等の処分を行う一切の行為。
- (5) 他人になりすまして本サービスを利用する行為。
- (6) 虚偽または不正確な情報を当社に提供する行為。
- (7) 本サービスの円滑な運営を妨げる行為、または当社の信用または名誉を毀損する行為、もしくはそれらのおそれのある行為。
- (8) 本規約の定めいずれかに違反する行為。
- (9) その他当社がお客さまとして不適切と判断する行為。

第8条（お客さまの支払い）

1. 本サービス利用料金は、申込書その他の当社所定の様式により別に定めるとおりとします。
2. 当社は、水道事業者から請求を受けた水道料金につき、当該水道料金に係る本サービス利用料金等を算出し、水道料金の請求を受けた日の翌日以降に支払期日が到来する電気料金に合算して、本サービス利用料金等をお客さまに対し請求するものとし、お客さまは、当該請求に従いこれを支払うものとします。
3. 本サービス利用料金等の支払期日及び支払方法は、前項に基づき本サービス利用料金等を合算する電気料金について電気供給約款及び電気供給契約が定める内容に準じるものとします。但し、これに拠ることのできない別段の事情がある場合は、別途定めるものとします。

4. お客様は、支払期日を経過しても本サービス利用料金等その他の利用契約に基づく債務を支払わない場合には、各支払期日の翌日から完済の日に至るまで年 14.6%の割合（年当たりの割合は、平年に属する日については 365 日当たりの割合とし、閏年に属する日については 366 日当たりの割合とします。）による遅延損害金を支払うものとします。但し、法令による制限等がある場合は当該規定に従うものとします。

第 9 条（免責事項）

1. 当社は、本サービスの利用によりお客様が何らかの損害を被った場合、その損害が当社の故意または重過失により発生したものでない限り、当該損害を賠償する責任を負わないものとします。
2. 前項の定めにかかわらず、予見可能性の有無を問わず特別の事情から生じた損害、逸失利益及び間接損害について、当社は、一切の責任を負わないものとします。
3. 当社は、天災地変、戦争、暴動、法令等の制定・改廃、争議行為、輸送機関・通信の不通等の不可抗力により生じた損害について、一切責任を負わないものとします。
4. 当社が提供するサービスは本サービスに限定され、水道水の供給は水道事業者によって履行されるものであり、お客様による水道水の受給（当社の責に帰さない給水の停止等を含みます。）に関して発生したトラブル、事故または損害等については、当社は一切責任を負いません。

第 10 条（秘密保持）

お客様は、本サービスを利用するうえで知り得た当社の営業上の情報、技術情報、ノウハウ、及び経営に関する情報等の一切の情報を、利用契約の有効期間中はもとより利用契約終了後においても、当社の事前の書面による承諾なくして、如何なる第三者にも開示、提供もしくは漏洩、または本サービスの利用という目的以外に使用しないものとします。

第 11 条（債権管理）

当社は、お客様が本サービス利用料金等その他の当社に対して支払義務を負う債務の支払を怠った場合、債権管理回収業に関する特別措置法（サービサー法）により認可された債権回収代行会社または弁護士に、自己の裁量で当社のお客様に対する債権の管理回収業務を委託する場合があります。

第 12 条（利用契約の終了）

1. お客様は、利用契約の全部または一部を解約しようとするときは、当社所定の方法により当社へ通知するものとし、給水契約の名義変更等、当社がお客様に対する本サービスの提供を終了するための措置を完了した日をもって、利用契約は解約されるものとします。

2. 当社は、お客さまが以下の各号のいずれかに該当したとき、または該当するおそれがあると当社が認めたときは、何らの通知もしくは催告等することなく、直ちに利用契約を解除し、本サービスの提供を終了することができるものとします。なお、お客さまは、以下の各号のいずれかに該当したときは、本サービス利用料金等その他の当社に対して支払義務を負う債務につき当然に期限の利益を喪失し、未払債務の全額を直ちに当社に支払うものとし、お客さまが以下の各号のいずれかに該当したことにより当社に損害が生じた場合には、当該損害を賠償するものとします。
 - (1) 本規約または電気供給約款の定めいずれかに違反したとき。
 - (2) 本サービス利用料金等その他の当社に対して支払義務を負う債務の履行遅延または不履行があったとき。
 - (3) 第5条第4項各号のいずれかに該当する事由の存在が判明したとき。
 - (4) 自己の振り出した手形もしくは小切手が不渡りとなったとき、または銀行取引停止処分を受けたとき。
 - (5) 破産または民事再生手続開始の申立があったとき。
 - (6) 差押、仮差押、仮処分、強制執行もしくは競売の申立てを受けたとき、または公租公課の滞納処分を受けたとき。
 - (7) 資産、信用、支払能力等に重大な変更を生じたときと当社が認めたとき。
 - (8) 信用状態が著しく悪化したと認められるとき。
 - (9) 当社からお客さまに対する通知・連絡が不通となったとき。
 - (10) 移転等により、水道水を受給していないことが判明したとき。
 - (11) 故意または過失により当社に損害を与えたとき。
 - (12) その他当社がお客さまとして不適切と判断したとき。
3. 前項の他、当社は、解約希望日の1ヶ月前までにお客さまに対して通知することにより、利用契約の全部または一部を解約することができるものとします。
4. お客さまの電気供給契約が終了した場合、その終了事由の如何を問わず、当該契約の終了をもって利用契約も当然に終了するものとします。

第13条（利用契約終了後の措置）

1. 利用契約が終了した場合、その終了の事由の如何にかかわらず、利用契約終了までに発生したお客さまの一切の債務は、利用契約の終了後においてもその債務が履行されるまで消滅しないものとし、お客さまは、当社が指定する方法に従って、速やかに当社に支払うものとします。
2. お客さまは、利用契約が終了する場合、受給地点に係る給水契約の名義変更等、当社がお客さまに対する本サービスの提供を終了するための措置の実行について必要な協力を行うものとします。なお、お客さまが必要な協力を行わなかったことにより当社に損害が生じた場合は、お客さまは当該損害を賠償するものとします。

3. 当社は、利用契約が終了する場合であって、前項に定めるお客さまの協力が得られない等その他の当社の責に帰さない事由により当社がお客さまに対する本サービスの提供を終了するための措置が完了できない場合には、当社の判断によりいつにても受給地点に係る給水契約を解約することができ、これによりお客さまに損害が生じた場合であっても、当該損害を賠償する責任を負わないものとします。
4. 本規約の本条、第4条第5項なお書、第6条、第8条乃至第11条、第12条第2項なお書、第14条及び第15条の定めについては、利用契約の終了後も当社とお客さまとの間で引き続き効力を有するものとします。

第14条（準拠法及び合意管轄裁判所）

本規約に関する準拠法は、すべて日本国の法令が適用されるものとし、本規約または本サービスに関する一切の訴訟については、訴額に応じて、東京簡易裁判所または東京地方裁判所を第一審の専属的合意管轄裁判所として解決を行います。

第15条（協議解決）

本規約に定めのない事項については、文脈により明らかに適用されない場合を除き、電気供給契約について電気供給約款が定める内容と同等の内容を利用契約に準用するとともに、当社とお客さまで誠実に協議し、解決を図るものとします。

2023年7月28日制定
株式会社ハルエネ